

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月22日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第63号

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年千葉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の千葉市議員報酬条例」という。）第5条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。
- 3 改正後の千葉市議員報酬条例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の千葉市議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。